

令和3年1月26日

通信制の課程

生徒・保護者 各位

富山県立雄峰高等学校

校長 上田 晃嗣

新型コロナウイルス感染症拡大防止における登校に係る措置について (令和3年1月修正版)

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、本校では感染リスクを可能な限り低減し学校教育活動を継続するため、これまでも感染防止対策の徹底について協力をお願いしておりますが、改めて新型コロナウイルス感染症拡大防止における登校に係る措置等についてお知らせします。

なお、登校に係る措置については今回の流行に限る措置となります。今後の感染症の拡大状況や医学的見地の情報により変更する場合があります。

登校に係る措置をとる基準

- ① 医療機関において新型コロナウイルス感染症と診断（確定）された。
- ② 濃厚接触者と特定された。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いと診断され、検査の結果が出るまで自宅等で待機した。
- ④ 家族等が濃厚接触者として特定された。
- ⑤ 発熱等の風邪の症状が見られ、無理せず自宅で休養した。

【症状の目安】

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- ・重症化しやすい者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・その他、発熱や咳などの比較的軽い症状が続く場合

- ⑥ 校長が認めた場合。

※上記の事由等が発生した場合には、速やかに保護者（生徒）より学校へ必ず連絡をお願いします。

※上記①に該当の場合のみ、登校を再開する際には必ず「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」及び、「新型コロナウイルス感染症の登校報告票」を担任に提出してください。

※上記②～⑥の場合は、登校を再開する際には必ず「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」のみ担任に提出してください。

※「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」や「新型コロナウイルス感染症の登校報告票」は、本校ホームページからダウンロードできます。